

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務」
に関する提案応募要領

令和 3 年 4 月
八 尾 市

1. 業務目的

八尾市は、古くからまちづくりにおいて市民参加、参画が重視されてきた。市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互い理解しあうことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、平成 18 年 6 月に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「条例」という）を施行し、市民が様々な場面において「まちづくり」に参画する機会を保障するなど、参画と協働のまちづくりを進めている。

については、条例第 16 条に基づき、条例の運用するうえでの問題や課題を整理し、より現状に則した条例になるよう見直しを行うことを目的とし、本業務を実施する。本業務を円滑に行うにあたっては、条例に係る取り組み実績の総括や、評価委員会の運営支援など、一定程度以上の見識を有する事業者の支援が必要であるため、公募型プロポーザル方式にて受託事業者の選定を行う。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(3) 業務内容

業務内容等につきましては、別に定める仕様書のとおり。

(4) 履行期限

契約締結日～令和 4 年 3 月 31 日

(5) 予算額の上限

3,058,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 提案参加資格

下記の (1) ～ (4) の要件を提案参加資格とします。

- (1) 八尾市財務規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 98 条の入札参加資格を備え、かつ、令和 3 年度物品等競争入札参加資格者名簿への登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 本応募要領の公告の日（以下「公告の日」という。）から提案書提出日までの期間に「八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請していないこと。

4. 事務担当課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所 本館4階

八尾市 政策企画部 政策推進課 政策推進係

担 当： 平井・塚本

電 話： 072-924-3816

F A X： 072-924-3570

メールアドレス：seisakusuisin@city.yao.osaka.jp

ホームページURL：<https://www.city.yao.osaka.jp>

5. 提案参加表明届又は不参加表明届の提出

提案提出に参加する場合は「提案参加表明届」（様式1-1～4）を令和3年5月12日（水）正午までに上記4まで持参すること。ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から正午まで及び午後0時45分から午後5時15分までとする。

6. 質問について

本プロポーザルに係る質問は、提案書等の作成に関する質問に限るものとし、評価及び審査にかかる質問は一切受け付けないので、留意すること。

- (1) 提出期限 令和3年5月12日（水）正午まで【必着】
- (2) 提出場所 上記4に同じ。
- (3) 提出方法 電子メールによる。なお、質問を行う場合は受信確認のための電話連絡を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式2）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和3年5月14日（金）午後5時15分までに電子メールにて参加事業者に一斉に回答する。

7. 提案書及び経費見積書の作成・提出について

- (1) 提案書及び経費見積書の作成について

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務」を遂行するにあたっての提案書（自由様式）及び経費見積書（自由様式）を作成すること。

提案書は下記①の提案項目A・B・Cについて、各項目につきA4サイズで4ページ以内（片面換算）とし、その他の資料を含め、15部用意し持参すること。

提案書及びその他の資料には社名、ロゴ等提案者が容易に判別できるものを記載しないこと。

①提案項目

- A. 事業者など多様な主体の参画を進めるとともに、地域の担い手を育成する手法としてどのようなしくみが考えられるかについて

B. 分野横断的な視点から、異なる分野の主体等の連携による協働を進める手法としてどのようなしくみが考えられるかについて

(例：事業者と地域団体等との連携による高齢者見守りサポーターや行政・地域・大学等との連携による大和川かわまちづくり事業等)

C. その他会社の実績や得意とする分野の活用などでできることについて

②会社概要及び業務実績

会社の概要と当該業務と類似した業務の実績について など

③業務実施体制

当該業務を実施するための体制など本市担当者との日常的な連絡や情報交換を密にできる体制を提案すること。

④経費見積書

経費見積書は自由様式とする。ただし、当該業務の予算の上限額は 3,058,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）となっているのでこの範囲内で提案すること。

(2) 提案書及び経費見積書の提出について

①提出期限 令和 3 年 5 月 21 日（金）午後 5 時 15 分まで

ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

②提出場所 上記 4 に同じ。

③提出方法 持参とする。

④提出部数 15 部

8. 提案の審査、評価及び選定

選定については、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、以下に示す評価基準に基づき、書類審査及び面接審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を委託事業者として選定する。

ただし、事業者選定までに、本応募要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

提案者が 4 者以上ある場合は、事前書類審査を実施し、合計点数の高い上位 3 者を面接審査の対象とし、下記日程で実施する。

書類審査結果については、全ての提案者に対し、電子メールにて通知する。

なお、事前書類審査上位 3 者に対しては、書類審査結果とあわせて面接審査の会場及び時刻等詳細についても通知するものとする。

【書類審査結果の通知】 令和3年6月8日（火）午後5時15分までに全ての提案者に電子メールにて通知する。

(1) 面接審査（プレゼンテーション）の実施

①実施日時 令和3年6月25日（金）にプレゼンテーションを行うものとする。

なお、時間、会場等は別途通知する。

②発表時間 説明時間は質疑応答10分を含め30分以内とし、機器等の設営及び撤去は各5分以内とする。

③留意事項

A. プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めない。

B. プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、それ以外のものについては提案者が各自用意すること。

（プロジェクター：EPSON製 商品名：EH-TW400）

C. プレゼンテーションへの参加は各社4名以内とし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

D. 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、Web会議システムを使用し、オンライン形式にてプレゼンテーションを実施する可能性がある。Web会議システムはZoomまたはMicrosoft Skypeを使用することとする。

(2) 選定

本市の選定委員会において、提案書等の内容並びにプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査し、委員全員の評価点の合計が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を優先交渉権者に選定する。ただし、委員会の協議の結果、提案内容に不明な点等があるときは、選定の留保又は不決定を行う場合がある。

選定結果については、令和3年6月28日（月）までに全ての提案者に通知する。

(3) その他

下記資料A～Cについての八尾市の現状・課題を踏まえた中で、提案書及びプレゼン審査に臨むこと。

A. 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の評価及び見直しに関する提言書（前回の条例の評価見直しにかかる提言書）

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000020072.html>

B. 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例本文及び条例解説

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000019932.html>

C. 八尾市第6次総合計画

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000056162.html>

D. 関連計画一覧（上記C. 106 ページ～107 ページ参照）

9. 契約に関する基本的事項

（1）契約の締結

本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。

契約については、選定された提案内容を尊重するが、その内容に拘束されるものではなく、優先交渉権者との協議により、合意形成ができる場合、契約を締結する。

（2）契約保証金

八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第120条第2号の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は免除する。

（3）委託料の支払い条件

業務完了後、一括払いとする（業務完了後、検査に合格し、適法な支払請求があった日から起算して30日以内に業務委託料を支払う。）。

10. 失格事項

提案者が、次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）費用見積書に記載された見積額が本応募要領で示す予算額（上限額）を超える場合
- （2）提案書の提出期限、提出場所又は提出方法が本応募要領等に適合しない場合
- （3）提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合
- （4）提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- （5）同一提案者が複数の提案を行った場合
- （6）本要領等に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに本プロポーザルに係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合
- （7）その他本応募要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

11. その他留意事項

- （1）提案書等の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、その一切を提案者の負担とする。
- （2）提出された参加表明届及び提案書等は返却しない。
- （3）提案書等の著作権は、当該書類を作成したものに帰属するものとし、提出された参加表明届及び提案書等は、本プロポーザルの目的以外に提案者に無断で利用はしない。
- （4）参加表明届及び提案書等を提出後、辞退を行う場合は、上記4の事務担当課に書面（自由様式）で申し出ることとし、辞退届け提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めない。

- (5) 本プロポーザルに係る提出書類及び評価結果などについては、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール(予定)は、次のとおりである。

実施内容	実施時期
参加表明届等の提出	令和3年5月12日(水)正午まで
本プロポーザルに関する質問	令和3年5月12日(水)正午まで
提案書等の提出	令和3年5月21日(金)午後5時15分まで
プレゼンテーションの実施	令和3年6月25日(金)
優先交渉権者の選定通知	令和3年6月28日(月)まで